

令和6年度「さが文化芸術活動サポート補助金」募集要項

令和6年4月26日

1 趣旨

県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が自ら行う創造的な舞台公演、作品展示活動を支援し、本県の文化芸術活動の裾野の拡大や文化芸術団体の活動の活性化を図ることを目的に、「さが文化芸術活動サポート補助金」の交付を希望する団体を募集します。

2 補助対象事業者

佐賀県内に活動の本拠を置く(※)文化芸術団体(以下、「県内文化芸術団体」という。)で、次のいずれにも該当するもの

- (1) 法人格を有する団体、又は法人格を有しない団体であって、団体の概要を示す書類(会則等)を備え、かつ会員を有する団体
- (2) 交付申請日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間において、佐賀県内において申請内容と同規模程度の公演又は展覧会開催実績がある団体

※法人の本店所在地若しくは主たる事務所の所在地又は団体の住所が佐賀県内にあるもの

3 募集する活動・補助率等

○募集対象となる活動

県内に本拠を置き活動している文化芸術団体(以下、「県内文化芸術団体」という。)が、自ら創造し、実施する舞台公演・作品展示活動

○補助率等

補助率:1/2

上限額:30万円

ただし、集客規模1,000人以上の舞台公演については、上限額100万円

※補助対象となるには一定の要件があります。詳細は、佐賀県文化課のホームページにて、「さが文化芸術活動サポート補助金交付要綱」をご確認ください。

4 募集期間及び補助対象期間

下表のとおり一次、二次の募集区分に対応して、それぞれ補助対象となる事業期間を設定します。

同期間以前に実施(完了)した活動に係る経費については補助対象となりませんので注意してください。

	募集期間	審査会	合否通知	補助対象となる事業期間
一次 募集	令和6年4月26日(金)から 令和6年5月31日(金)まで	6月中旬	6月下旬	令和6年7月上旬から 令和7年2月28日(金)まで
二次 募集	令和6年8月15日(木)から 令和6年9月16日(月)まで	9月下旬	10月上旬	令和6年10月中旬から 令和7年2月28日(金)まで

※ 一次募集は、二次募集の採択状況により募集しない場合があります。その場合は、7月上旬ごろ、佐賀県文化課のホームページにてお知らせします。

5 補助金の対象経費

(1) 補助金の対象経費

県内で開催する舞台公演、作品展示活動に係る経費

※交付申請日の属する年度内に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書、領収書等により確認できるものののみ、対象経費とします。

※社会通念上、公金支出にふさわしくない経費（飲酒を伴う懇親会費、打ち上げ費、接待費）は対象経費としません。

ア) 佐賀県内開催の舞台公演に必要な経費（定期的な練習に係る経費は除く）

・会場使用料及び付帯設備使用料、会場設営費、備品購入費、広告宣伝費、印刷費、輸送料、交通費、宿泊料、出演料及び謝金、消耗品費

イ) 佐賀県内開催の作品展示に必要な経費（展示作品の制作に係る経費は除く）

・会場使用料及び付帯設備使用料、会場設営費、備品購入費、広告宣伝費、印刷費、輸送料、交通費、宿泊料、謝金、消耗品費

(2) その他留意事項

・補助事業で作成するチラシ等の印刷物には、「令和6年度さが文化芸術活動サポート補助金事業」と記載し、ロゴマークを掲載してください。

・令和7年2月末までに実施完了する公演、展示である必要があります。本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務が終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかに精算手続きを行い、期限までに実績報告をしてください。

6 申請方法及び補助対象事業の決定方法

(1) 申請に必要な書類

佐賀県補助金等交付規則及びさが文化芸術活動サポート補助金交付要綱に基づき、以下の書類をご提出ください。

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書

[1]実施主体（別紙1-1）

[2]事業計画の概要（別紙1-2）

[3]事業の内容及び経費の配分（別紙1-3）

[4]収支計画書（別紙1-4）

その他申請事業の参考となる資料（任意様式）（※必須ではありません）

ウ 誓約書（別紙2）

- エ 団体の概要を示す書類(定款、寄付行為、会則等)
- オ 役員及び事業関係者の名簿(役員名簿、会員名簿等)

(2) 申請書類の入手方法

各様式(上記ア～ウ)は、佐賀県文化課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は「7 窓口・問合せ先」へご相談ください。

(3) 申請書類の提出方法

「3 募集期間及び補助対象期間」に記載の募集期間内に、佐賀県文化課アーツコミッショナ担当まで持参、郵送、電子メールのいずれかにより提出してください。※募集期間最終日の午後5時必着

(4) 補助対象事業の決定方法について

各募集期間終了後に審査会を開催します。佐賀県アーツコミッショナ アドバイザリーボード委員を審査員とした審査会を開催し、書類審査において補助金を交付すべきものと認めた事業を選定し、決定します。

7 窓口・問合せ先

申請方法、対象事業の要件、対象経費など、ご不明の点がございましたら、以下までお問い合わせください。

佐賀県 文化・観光局 文化課 アーツコミッショナ担当
住所 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
電話 0952-25-7236／電子メール culture_art@pref.saga.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.saga.lg.jp/>